

令和7年10月16日付けで提出を受けた住民監査請求について、下記のとおり、令和7年11月21日に請求人へ通知しました。

福岡市監査委員	大	森	一	馬
同	池	田	良	子
同	高	木	三	郎
同	千々松	英	樹	

住民監査請求（福岡市職員措置請求）の却下について（通知）

令和7年10月16日に提出された住民監査請求（福岡市職員措置請求。以下「本件請求」という。）につきましても、下記の理由により却下することと決定しましたので、通知します。

記

地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求の制度は、住民が監査委員に対し、執行機関等の違法又は不当な財務会計上の行為について、個別具体的に摘示して監査を実施するよう求め、地方公共団体の損害の補てん等のために必要な措置を請求することにより、財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を守ることを目的とするものである。

請求人は、A自治会内においてはびん類が地域集団回収の対象品目外であるとの立場に立ち、同自治会が城南区役所に提出した「地域集団回収等実施団体実績報告書」中の地域集団回収の欄にびん類の記載があることは、同自治会内での位置づけと異なることから、これをもとに城南区生活環境課長が行った地域集団回収等報奨金制度の報奨金額の決定は違法であるとの主張である。そのうえで、城南区生活環境課長に対し、違法な報奨金の返還を同自治会に請求するよう求めている。

請求における主張の中心は、びん類が回収された事実関係を前提として、「同自治会内には、従来からびん類の持ち込みを禁止する掲示が存在する。このことから、同自治会は対象品目外のことを記載して実績報告を行ったのではないか。」である。

まず、前提として、地域集団回収は地域コミュニティの自治活動であり、どのような品目を対象とするかは実施団体において主体的に決定される事

項である。この点、同自治会からは、少なくとも、同団体が地域集団回収を引き継いだ令和元年以降、びん類は地域集団回収の対象としているとの回答がなされており、請求者の主張とは相違がみられた。こうした品目の決定及び地域内での掲示のあり方については、地域の自治において解決が図られるよう望まれる事項である。

次に、住民監査請求は、執行機関等の財務会計上の行為を対象とするものである。この点、福岡市の地域集団回収等報奨制度は、地域における資源物のリサイクル活動を支援する趣旨から、市域全体においてびん類を報奨の対象としており、また、本件に関しては、請求人提出の事実証明書から、実績報告書はびん類を含め、執行機関側において回収業者発行の資料と照合確認されていることが認められる。

請求は、執行機関等の財務会計上の行為に関する違法性について具体的、客観的に示されておらず、また、財務上の損害の可能性を認識できるものとも認められない。

また、請求は、財務会計上の行為のあった日から1年を経過する内容を含んでいるが、請求人個人の事由による経過は、正当な理由とは認められない。

以上により、本件請求については、地方自治法第242条所定の住民監査請求の要件を充たしていないと判断した。